

一般社団法人 投資信託協会
会長 松谷博司 殿

(商号又は名称) MF S インベストメント・マネジメント株式会社
(代表者) 代表取締役社長 平松和久

正会員の財務状況等に関する届出書

当社の財務状況等に係る会計監査が終了いたしましたので、貴協会の定款の施行に関する規則第10条第1項第17号イの規定に基づき、下記のとおり報告いたします。

1 【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

2021年12月末現在	資本金の額	495,000,000円
	発行可能株式総数	10,400株
	発行済株式総数	9,900株

- 過去5年間における主な資本金の増減
該当ありません。

(2) 会社の意思決定機関 (2021年12月末現在)

委託会社の業務執行における最高機関である取締役会は3名以上の取締役で構成されます。取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の決議によって行います。

取締役の任期は、選任後2年以内の最終事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとし、補欠または増員のために選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとします。

取締役会は、取締役中から必要に応じて、会長1名、社長1名、並びに副社長、専務取締役および常務取締役各1名以上を選定することができます。また、取締役会の決議をもって、代表取締役を選定します。

取締役会はその決議をもって、委託会社の経営に関する重要事項ならびに法令または定款によって定められた事項を決定します。その決議は、決議に加わることのできる取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行います。

取締役会は、代表取締役がこれを招集し、その議長となります。代表取締役が議長の職務を行うことができないときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役があたります。取締役会は3カ月に1度開催し、必要に応じ臨時取締役会を開催することができます。取締役会の招集通知は5日前までに発するものとします。ただし、取締役全員の同意があるときは、招集期間を短縮し又はこれを省略することができます。

(3) 運用の意思決定プロセス (2021年12月末現在)

ファンドは、運用部門が運用の基本方針を定め、ファンドに組み入れる証券あるいはマザーファンド等のファンドの組入れ方針、ファンドの分配方針等を決定する運用体制としています。

また、ファンドの運用状況およびパフォーマンスについては、運用部門、コンプライアンス部門、オペレーション部門を含む関連各部門を構成メンバーとするリスクレビュー委員会においてレビューを実施する体制としています。

2 【事業の内容及び営業の概況】

- ・ 投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに、金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また、金融

商品取引法に定める投資助言業務を行っています。

- ・2021年12月末現在、委託会社が運用する証券投資信託は以下のとおりです（親投資信託を除きます。）。

ファンドの種類	本数	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	24	381,860
合計	24	381,860

3 【委託会社等の経理状況】

（1）財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

委託会社である MFS インベストメント・マネジメント株式会社（以下「当社」という）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）（以下「財務諸表等規則」という）第 2 条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成 19 年内閣府令第 52 号）に基づき作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式および作成方法に関する規則（昭和 52 年大蔵省令第 38 号）」（以下「中間財務諸表等規則」という）第 38 条および第 57 条の規定により、中間財務諸表等規則および「金融商品取引業等に関する内閣府令」に基づき作成しております。

財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

（2）監査証明について

当社は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 24 期事業年度（2020 年 4 月 1 日から 2021 年 3 月 31 日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

また、第 25 期事業年度に係る中間会計期間（2021 年 4 月 1 日から 2021 年 9 月 30 日まで）の中間財務諸表について、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツによる中間監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

科 目	前事業年度 (2020年3月31日現在)		当事業年度 (2021年3月31日現在)	
	内 訳	金 額	内 訳	金 額
(資産の部)				
流動資産				
預金		3,605,348		3,022,902
前払費用		18,069		12,894
未収入金		2,585		2,982
未収委託者報酬		251,134		315,037
未収運用受託報酬		765,144		791,391
その他流動資産		232		—
流動資産合計		4,642,515		4,145,207
固定資産				
有形固定資産				
(1)建物	*1	38,489	34,059	
(2)器具備品	*1	30,201	25,430	
(3)リース資産	*1	8,947	5,430	
有形固定資産合計		77,638		64,921
無形固定資産				
(1)電話加入権		2,853	2,853	
(2)ソフトウェア		0	0	
無形固定資産合計		2,853		2,853
投資その他の資産				
(1)投資有価証券		379,872	728,617	
(2)差入保証金		94,468	90,028	
(3)繰延税金資産		69,847	23,544	
投資その他の資産合計		544,189		842,190
固定資産合計		624,681		909,965
資産合計		5,267,196		5,055,173
(負債の部)				
流動負債				
リース債務		3,516		2,567
未払金				
(1)未払手数料		5,808	6,235	
(2)その他未払金		84,646	72,036	78,272
未払法人税等		420,296		445,278
未払消費税等		108,851		211,206
関係会社未払金		132,025		379,382
役員賞与引当金		76,574		58,220
その他流動負債		5		6
流動負債合計		831,724		1,174,933
固定負債				
リース債務		5,651		3,084
資産除去債務		37,477		38,175
固定負債合計		43,129		41,260
負債合計		874,854		1,216,193

(純資産の部)				
株主資本				
資本金		495,000		495,000
資本剰余金				
資本準備金	230,000	230,000	230,000	230,000
資本剰余金合計		230,000		230,000
利益剰余金				
(1)利益準備金		66,250		66,250
(2)その他利益剰余金				
繰越利益剰余金	3,594,161	3,594,161	2,937,599	2,937,599
利益剰余金合計		3,660,411		3,003,849
株主資本合計		4,385,411		3,728,849
評価・換算差額等				
その他有価証券評価差額金		6,930		110,129
評価・換算差額等合計		6,930		110,129
純資産合計		4,392,342		3,838,979
負債・純資産合計		5,267,196		5,055,173

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

科 目	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)		当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	
	内 訳	金 額	内 訳	金 額
営業収益				
委託者報酬		1,175,043		1,166,540
運用受託報酬		4,798,003		4,242,921
投資助言報酬	*1	1,493,212		1,044,889
営業収益計		7,466,259		6,454,351
営業費用				
支払手数料		28,392		27,136
広告宣伝費		5,682		7,189
調査費				
委託調査費	*1	2,972,326		2,691,162
委託計算費		47,268		43,749
営業雑経費				
(1) 通信費	4,921		6,151	
(2) 印刷費	915		1,648	
(3) 協会費	1,698		1,441	
(4) 諸会費	8,967		9,067	
(5) その他	106,834	123,337	102,182	120,491
ファンド支弁費用		△ 7,230		△ 7,932
営業費用計		3,169,776		2,881,796
一般管理費				
給料				
(1) 役員報酬	49,523		32,245	
(2) 給料・手当	386,222		404,836	
(3) 役員賞与	—		13,065	
(4) 賞与	934,759	1,370,505	726,893	1,177,041
福利厚生費		437,455		354,527
交際費		3,214		341
寄付金		9,400		10,500
旅費交通費		44,073		767
租税公課		1,215		1,065
事業税		44,724		32,870
事業所税		741		741
不動産賃借料		101,108		98,577
役員賞与引当金繰入額		76,574		58,220
退職給付費用		19,532		21,166
固定資産減価償却費		18,091		14,379
リース資産減価償却費		3,516		3,516
資産除去債務利息費用		685		698
消耗品費		1,384		588
修繕費		8,470		5,274
業務委託費	*1	28,075		342,199
顧問料		55,438		59,578
求人費		6,912		9,275
図書費		1,511		1,194

諸経費		37,859		36,992
臨時労務費		15,209		6,723
保険料		5,986		6,409
その他手数料		5,419		5,460
一般管理費計		2,297,107		2,248,109
営業利益		1,999,374		1,324,445
営業外収益				
受取利息		—		2,421
投資有価証券売却益		39,528		—
雑益		310		1,369
営業外収益計		39,838		3,791
営業外費用				
支払利息		69		141
為替差損		6,294		66,113
営業外費用計		6,364		66,254
経常利益		2,032,849		1,261,981
税引前当期純利益		2,032,849		1,261,981
法人税、住民税及び事業税	662,863		412,407	
法人税等調整額	△ 7,000	655,863	1,336	413,743
当期純利益		1,376,985		848,237

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度 (自 2019 年 4 月 1 日 至 2020 年 3 月 31 日)

(単位：千円)

	株主資本						株主資本 合計	評価・換算 差額等		純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				その他 有価証券 評価 差額金	評価・ 換算 差額等 合計	
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他 利益剰余金 繰越 利益剰余金	利益 剰余金 合計				
当期首残高	495,000	230,000	230,000	66,250	3,316,075	3,382,325	4,107,325	62,820	62,820	4,170,146
当期変動額										
剰余金の配当					△ 1,098,900	△ 1,098,900	△ 1,098,900			△ 1,098,900
当期純利益					1,376,985	1,376,985	1,376,985			1,376,985
株主資本以外の 項目の当期 変動額 (純額)								△ 55,889	△ 55,889	△ 55,889
当期変動額合計	—	—	—	—	278,085	278,085	278,085	△ 55,889	△ 55,889	222,196
当期末残高	495,000	230,000	230,000	66,250	3,594,161	3,660,411	4,385,411	6,930	6,930	4,392,342

当事業年度 (自 2020 年 4 月 1 日 至 2021 年 3 月 31 日)

(単位：千円)

	株主資本						株主資本 合計	評価・換算 差額等		純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				その他 有価証券 評価 差額金	評価・ 換算 差額等 合計	
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他 利益剰余金 繰越 利益剰余金	利益 剰余金 合計				
当期首残高	495,000	230,000	230,000	66,250	3,594,161	3,660,411	4,385,411	6,930	6,930	4,392,342
当期変動額										
剰余金の配当					△ 1,504,800	△ 1,504,800	△ 1,504,800			△ 1,504,800
当期純利益					848,237	848,237	848,237			848,237
株主資本以外の 項目の当期 変動額 (純額)								103,198	103,198	103,198
当期変動額合計	—	—	—	—	△ 656,562	△ 656,562	△ 656,562	103,198	103,198	△ 553,363
当期末残高	495,000	230,000	230,000	66,250	2,937,599	3,003,849	3,728,849	110,129	110,129	3,838,979

〔重要な会計方針〕

項目	内容
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>有価証券 その他有価証券一時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。</p> <p>その他有価証券一時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。</p>
2. 固定資産の減価償却の方法	<p>①有形固定資産（リース資産を除く） 建物については定額法によっております。 （ただし、2016年3月31日以前に取得した建物については定率法によっております。） 器具備品については定率法によっております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 6～15年 器具備品 4～15年</p> <p>②無形固定資産 定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用期間（5年）に基づく定額法を採用しております。</p> <p>③リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。</p>
3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	<p>外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益としております。</p>
4. 重要な引当金の計上基準	<p>役員賞与引当金 役員賞与の支給に備えるため当期末における支給見込み額を計上しております。</p>
5. 消費税等の会計処理	<p>消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p>

当事業年度 自 2020年4月1日 至 2021年3月31日
<ul style="list-style-type: none">・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日 企業会計基準委員会) <p>(1) 概要</p> <p>国際会計基準審議会 (IASB) 及び米国財務会計審議会 (FASB) は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606)を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。</p> <p>企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。</p> <p>(2) 適用予定日</p> <p>2022年3月期の期首から適用します。</p> <p>(3) 当該会計基準等の適用による影響</p> <p>「収益認識に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、重要な影響は生じないと見込んでおります。</p>
<ul style="list-style-type: none">・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)・「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)・「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会) <p>(1) 概要</p> <p>国際会計基準審議会 (IASB) 及び米国財務会計基準審議会 (FASB) が、公正価値測定についてほぼ同じ内容の詳細なガイダンス (国際財務報告基準 (IFRS) においてはIFRS第13号「公正価値測定」、米国会計基準においてはAccounting Standards CodificationのTopic 820「公正価値測定」) を定めている現状を踏まえ、企業会計基準委員会において、主に金融商品の時価に関するガイダンス及び開示に関して、日本基準を国際的な会計基準との整合性を図る取組みが行われ、「時価の算定に関する会計基準」等が公表されたものです。</p> <p>企業会計基準委員会の時価の算定に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、統一的な算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、IFRS第13号の定めを基本的にすべて取り入れることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわせない範囲で、個別項目に対するその他の取扱いを定めることとされております。</p> <p>(2) 適用予定日</p> <p>2022年3月期の期首から適用します。</p> <p>(3) 当該会計基準等の適用による影響</p> <p>「時価の算定に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で未定で</p>

あります。

〔注記事項〕

〔貸借対照表関係〕

前事業年度 (2020年3月31日現在)	当事業年度 (2021年3月31日現在)																
<p>*1. 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>建物</td> <td>54,655 千円</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>95,728 千円</td> </tr> <tr> <td>リース資産</td> <td>8,637 千円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>159,020 千円</td> </tr> </table>	建物	54,655 千円	器具備品	95,728 千円	リース資産	8,637 千円	合計	159,020 千円	<p>*1. 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>建物</td> <td>59,084 千円</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>105,678 千円</td> </tr> <tr> <td>リース資産</td> <td>12,153 千円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>176,917 千円</td> </tr> </table>	建物	59,084 千円	器具備品	105,678 千円	リース資産	12,153 千円	合計	176,917 千円
建物	54,655 千円																
器具備品	95,728 千円																
リース資産	8,637 千円																
合計	159,020 千円																
建物	59,084 千円																
器具備品	105,678 千円																
リース資産	12,153 千円																
合計	176,917 千円																
<p>2. 当社は、運転資金調達を行う目的で、MFS インターナショナル・ホールディングス・パーティーワイ・リミテッドとの間で60億円を上限とする手形借入枠の設定に関する契約を締結しております。</p> <p>当事業年度末における手形借入枠に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>手形借入枠</td> <td>6,000,000 千円</td> </tr> <tr> <td>借入実行残高</td> <td>－ 千円</td> </tr> <tr> <td>差引額</td> <td>6,000,000 千円</td> </tr> </table>	手形借入枠	6,000,000 千円	借入実行残高	－ 千円	差引額	6,000,000 千円	<p>2. 当事業年度末における手形借入枠について該当事項はありません。</p> <p>なお、当社は、2021年4月1日付で運転資金調達を行う目的で、MFS インターナショナル・ホールディングス・パーティーワイ・リミテッドとの間で50百万USDを上限とする手形借入枠の設定に関する契約を締結しております。</p>										
手形借入枠	6,000,000 千円																
借入実行残高	－ 千円																
差引額	6,000,000 千円																

〔損益計算書関係〕

前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)												
<p>*1. 関係会社との取引は以下のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>投資助言報酬</td> <td>1,493,212 千円</td> </tr> <tr> <td>委託調査費</td> <td>2,972,326 千円</td> </tr> <tr> <td>業務委託費</td> <td>28,075 千円</td> </tr> </table>	投資助言報酬	1,493,212 千円	委託調査費	2,972,326 千円	業務委託費	28,075 千円	<p>*1. 関係会社との取引は以下のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>投資助言報酬</td> <td>1,044,889 千円</td> </tr> <tr> <td>委託調査費</td> <td>2,691,162 千円</td> </tr> <tr> <td>業務委託費</td> <td>342,199 千円</td> </tr> </table>	投資助言報酬	1,044,889 千円	委託調査費	2,691,162 千円	業務委託費	342,199 千円
投資助言報酬	1,493,212 千円												
委託調査費	2,972,326 千円												
業務委託費	28,075 千円												
投資助言報酬	1,044,889 千円												
委託調査費	2,691,162 千円												
業務委託費	342,199 千円												

〔株主資本等変動計算書関係〕

項目	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)																
	当事業年度 期首株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)													
1. 発行済株式に関する事項	普通株式	9,900	—	—	9,900												
2. 自己株式に関する事項	該当事項はありません。																
3. 新株予約権に関する事項	該当事項はありません。																
4. 配当に関する事項	<table border="1"> <thead> <tr> <th>決議</th> <th>株式の種類</th> <th>配当金の 総額 (千円)</th> <th>1株あたり 配当額 (円)</th> <th>基準日</th> <th>効力発生日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2019年 12月12日 取締役会</td> <td>普通株式</td> <td>1,098,900</td> <td>111,000</td> <td>2019年 9月30日</td> <td>2019年 12月12日</td> </tr> </tbody> </table>					決議	株式の種類	配当金の 総額 (千円)	1株あたり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	2019年 12月12日 取締役会	普通株式	1,098,900	111,000	2019年 9月30日	2019年 12月12日
決議	株式の種類	配当金の 総額 (千円)	1株あたり 配当額 (円)	基準日	効力発生日												
2019年 12月12日 取締役会	普通株式	1,098,900	111,000	2019年 9月30日	2019年 12月12日												

項目	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)																
	当事業年度 期首株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)													
1. 発行済株式に関する事項	普通株式	9,900	—	—	9,900												
2. 自己株式に関する事項	該当事項はありません。																
3. 新株予約権に関する事項	該当事項はありません。																
4. 配当に関する事項	<table border="1"> <thead> <tr> <th>決議</th> <th>株式の種類</th> <th>配当金の 総額 (千円)</th> <th>1株あたり 配当額 (円)</th> <th>基準日</th> <th>効力発生日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2020年 9月15日 取締役会</td> <td>普通株式</td> <td>1,504,800</td> <td>152,000</td> <td>2020年 9月30日</td> <td>2020年 9月30日</td> </tr> </tbody> </table>					決議	株式の種類	配当金の 総額 (千円)	1株あたり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	2020年 9月15日 取締役会	普通株式	1,504,800	152,000	2020年 9月30日	2020年 9月30日
決議	株式の種類	配当金の 総額 (千円)	1株あたり 配当額 (円)	基準日	効力発生日												
2020年 9月15日 取締役会	普通株式	1,504,800	152,000	2020年 9月30日	2020年 9月30日												

〔リース取引関係〕

<p>前事業年度 （自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）</p>	<p>当事業年度 （自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）</p>
<p>（借主側） 1. ファイナンス・リース取引 所有権移転外ファイナンス・リース取引 （1）リース資産の内容 有形固定資産 複写機、ファクシミリ、プリンターの機能を兼ね備えた複合機であります。 （2）リース資産の減価償却の方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。</p>	<p>（借主側） 1. ファイナンス・リース取引 所有権移転外ファイナンス・リース取引 （1）リース資産の内容 有形固定資産 複写機、ファクシミリ、プリンターの機能を兼ね備えた複合機であります。 （2）リース資産の減価償却の方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。</p>

〔金融商品関係〕

前事業年度（自 2019 年 4 月 1 日 至 2020 年 3 月 31 日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資顧問業務及び投資信託委託業務などの金融サービス事業を行っております。これらの事業を行うため、親会社であるマサチューセッツ・ファイナンシャル・サービスズ・カンパニーからの出資により資金調達をしております。また、資金運用については、短期的な預金等に限定しており、デリバティブ取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、その多くが自己運用の投資信託から直接支払われることから、信用リスクは軽微であります。親会社との取引に係る関係会社未収入金及び関係会社未払金（純額表示）は外貨建てのものが含まれておりますので、為替の変動リスクに晒されておりますが、原則として、その発生から短期間のうちに、債権と債務を相殺の上決済することとし、長期間の未決済による為替の変動リスクを避けるようにしております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

市場リスク

当社は外貨建ての債権・債務については、その相手方が親会社のみであるので、債権と債務を発生の日または翌月末締めで相殺し、その後短期間で決済を行うこととして、期間の経過による為替変動リスクをなるべく回避することとしております。

また、投資有価証券の価格変動リスクについては、当該リスクに対するヘッジ委託を目的とした、親会社との間で締結したサービス契約により対応しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。また、当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合には、当該価額が異なる場合もあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2020 年 3 月 31 日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 預金	3,605,348	3,605,348	—
(2) 未収委託者報酬	251,134	251,134	—
(3) 未収運用受託報酬	765,144	765,144	—
(4) 投資有価証券	379,872	379,872	—
(5) 差入保証金	94,468	94,570	102
資産計	5,095,969	5,096,070	102
(1) 未払金	90,454	90,454	—
(2) 未払法人税等	420,296	420,296	—
(3) 未払消費税等	108,851	108,851	—
(4) 関係会社未払金	132,025	132,025	—
負債計	751,627	751,627	—

(注 1)金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 預金、(2)未収委託者報酬及び(3)未収運用受託報酬

これらはすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

時価のあるものについては、市場価格によっております。時価のないものについては投資先企業の純資産額をもとに算定してしております。

(5) 差入保証金

差入保証金の時価の算定は、将来キャッシュフローを適切な安全利子率で割引いております。

負債

(1) 未払金、(2)未払法人税等及び(3)未払消費税等

これらはすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 関係会社未払金

関係会社未払金は短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。なお、外貨建ての部分については、期末日の直物為替相場により換算し、帳簿価額としております。

(注 2)金銭債権の期末日後の償還予定額

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内
預金	3,605,348	—	—
未収委託者報酬	251,134	—	—
未収運用受託報酬	765,144	—	—
差入保証金	4,440	90,028	—
合計	4,626,067	90,028	—

当事業年度（自 2020 年 4 月 1 日 至 2021 年 3 月 31 日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資顧問業務及び投資信託委託業務などの金融サービス事業を行っております。これらの事業を行うため、親会社であるマサチューセッツ・ファイナンシャル・サービスズ・カンパニーからの出資により資金調達をしております。また、資金運用については、短期的な預金等に限定しており、デリバティブ取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、その多くが自己運用の投資信託から直接支払われることから、信用リスクは軽微であります。親会社との取引に係る関係会社未収入金及び関係会社未払金（純額表示）は外貨建てのものが含まれておりますので、為替の変動リスクに晒されておりますが、原則として、その発生から短期間のうちに、債権と債務を相殺の上決済することとし、長期間の未決済による為替の変動リスクを避けるようにしております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

市場リスク

当社は外貨建ての債権・債務については、その相手方が親会社のみであるので、債権と債務を発生の日または翌月末締めで相殺し、その後短期間で決済を行うこととして、期間の経過による為替変動リスクをなるべく回避することとしております。

また、投資有価証券の価格変動リスクについては、当該リスクに対するヘッジ委託を目的とした、親会社との間で締結したサービス契約により対応しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。また、当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合には、当該価額が異なる場合もあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2021 年 3 月 31 日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 預金	3,022,902	3,022,902	—
(2) 未収委託者報酬	315,037	315,037	—
(3) 未収運用受託報酬	791,391	791,391	—
(4) 投資有価証券	728,617	728,617	—
(5) 差入保証金	90,028	90,458	429
資産計	4,947,977	4,948,407	429
(1) 未払金	78,272	78,272	—
(2) 未払法人税等	445,278	445,278	—
(3) 未払消費税等	211,206	211,206	—
(4) 関係会社未払金	379,382	379,382	—
負債計	1,114,139	1,114,139	—

(注 1)金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 預金、(2)未収委託者報酬及び(3)未収運用受託報酬

これらはすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

時価のあるものについては、市場価格によっております。時価のないものについては投資先企業の純資産額をもとに算定してしております。

(5) 差入保証金

差入保証金の時価の算定は、将来キャッシュフローを適切な安全利子率で割引いております。

負債

(1) 未払金、(2)未払法人税等及び(3)未払消費税等

これらはすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 関係会社未払金

関係会社未払金は短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。なお、外貨建ての部分については、期末日の直物為替相場により換算し、帳簿価額としております。

(注 2)金銭債権の期末日後の償還予定額

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内
預金	3,022,902	—	—
未収委託者報酬	315,037	—	—
未収運用受託報酬	791,391	—	—
差入保証金	—	90,028	—
合計	4,129,331	90,028	—

〔有価証券関係〕

1. その他有価証券

前事業年度（2020年3月31日現在）

（単位：千円）

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券			
	① 国債・地方債等	—	—	—
	② 社債	—	—	—
	③ その他	—	—	—
	(3) その他(注1)	379,872	369,883	9,989
	小計	379,872	369,883	9,989
合計		379,872	369,883	9,989

（注1）投資信託受益証券であります。

（注2）当社は期末日現在 非上場株式（貸借対照表計上額0千円）を保有しておりますが、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当事業年度（2021年3月31日現在）

（単位：千円）

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券			
	① 国債・地方債等	—	—	—
	② 社債	—	—	—
	③ その他	—	—	—
	(3) その他(注1)	535,554	369,883	165,671
	小計	535,554	369,883	165,671
合計		535,554	369,883	165,671

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券			
	① 国債・地方債等	—	—	—
	② 社債	—	—	—
	③ その他	—	—	—
	(3) その他(注1)	193,062	200,000	△ 6,937
	小計	193,062	200,000	△ 6,937
合計		193,062	200,000	△ 6,937

（注1）投資信託受益証券であります。

（注2）当社は期末日現在 非上場株式（貸借対照表計上額0千円）を保有しておりますが、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

2. 前事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度（自 2019 年 4 月 1 日 至 2020 年 3 月 31 日）

（単位：千円）

種類	売却額	売却益の合計	売却損の合計
(1) 株式	—	—	—
(2) 債券	—	—	—
① 国債・地方債等	—	—	—
② 社債	—	—	—
③ その他	—	—	—
(3) その他(注)	106,868	39,528	—
小計	106,868	39,528	—
合計	106,868	39,528	—

（注）投資信託受益証券であります。

当事業年度（自 2020 年 4 月 1 日 至 2021 年 3 月 31 日）

当社はその他有価証券の売却を行っておりませんので、該当事項はありません。

〔デリバティブ取引関係〕

前事業年度（自 2019 年 4 月 1 日 至 2020 年 3 月 31 日）

当社はデリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

当事業年度（自 2020 年 4 月 1 日 至 2021 年 3 月 31 日）

当社はデリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

〔退職給付関係〕

前事業年度（自 2019 年 4 月 1 日 至 2020 年 3 月 31 日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、全従業員に対して 2005 年 5 月より確定拠出年金制度を採用しております。

2. 退職給付費用に関する事項

確定拠出年金への掛金支払額 19,532 千円

当事業年度（自 2020 年 4 月 1 日 至 2021 年 3 月 31 日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、全従業員に対して 2005 年 5 月より確定拠出年金制度を採用しております。

2. 退職給付費用に関する事項

確定拠出年金への掛金支払額 21,166 千円

〔税効果会計関係〕

前事業年度 (2020年3月31日現在)	当事業年度 (2021年3月31日現在)
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳
(単位：千円)	(単位：千円)
繰延税金資産	繰延税金資産
未払事業税	未払事業税
22,560	25,036
未払事業所税	未払事業所税
226	226
投資有価証券評価損	投資有価証券評価損
30,620	30,620
資産除去債務	資産除去債務
11,475	11,689
生命保険料	生命保険料
8,677	5,099
繰延税金資産合計	繰延税金資産合計
<u>73,560</u>	<u>72,672</u>
繰延税金負債	繰延税金負債
資産除去債務に対応する	資産除去債務に対応する
除去費用	除去費用
654	523
投資有価証券評価益	投資有価証券評価益
3,058	48,604
繰延税金負債合計	繰延税金負債合計
<u>3,713</u>	<u>49,128</u>
繰延税金資産の純額	繰延税金資産の純額
<u><u>69,847</u></u>	<u><u>23,544</u></u>
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の内訳	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の内訳
法定実効税率	法定実効税率
30.62%	30.62%
(調整)	(調整)
役員賞与等永久に損金に	役員賞与等永久に損金に
算入されない項目	算入されない項目
1.64%	2.06%
税効果会計適用後の	その他
法人税等の負担率	0.11%
<u>32.26%</u>	税効果会計適用後の
	法人税等の負担率
	<u>32.79%</u>

〔関連当事者との取引〕

前事業年度（自 2019 年 4 月 1 日 至 2020 年 3 月 31 日）

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等に限る。）等

種類	会社の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の被所有割合	関係内容 事業上の関係	取引の内容		取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	マサチューセッツ・ファイナンシャル・サービスズ・カンパニー	アメリカ合衆国マサチューセッツ州ボストン	1千ドル (2019年12月31日現在)	投資顧問業など	(被所有) 間接 100%	投資顧問契約に基づく相互の役務の提供	営業取引	当社からの投資助言サービスの提供(注1)	1,493,212	関係会社未払金(注4)	132,025
							営業取引	委託調査費(注2)	2,972,326		
							営業取引	業務委託費(注3)	28,075		

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 投資助言報酬については、一般的取引条件を参考に決定しております。
 (注2) 委託調査費については、一般的取引条件を参考に決定しております。
 (注3) 業務委託費については、移転価格契約に基づいて決定しております。
 (注4) 関係会社未払金残高については、同社による当社の経費等の立替払い等に伴う当社の未払金残高と、同社に対する関係会社未収入金残高とを相殺して表示しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

直接の親会社は、MFS インターナショナル・ホールディングス・ピーティーワイ・リミテッド（非上場会社）であります。同社はMFS インターナショナル・リミテッド（非上場会社）の100%子会社であり、MFS インターナショナル・リミテッドはマサチューセッツ・ファイナンシャル・サービスズ・カンパニー（非上場会社）の100%子会社であります。

当事業年度（自 2020 年 4 月 1 日 至 2021 年 3 月 31 日）

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等に限る。）等

種類	会社の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の被所有割合	関係内容 事業上の関係	取引の内容		取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	マサチューセッツ・ファイナンシャル・サービス・カンパニー	アメリカ合衆国マサチューセッツ州ボストン	1千ドル (2020年12月31日現在)	投資顧問業など	(被所有) 間接 100%	投資顧問契約に基づく相互の役務の提供	営業取引	当社からの投資助言サービスの提供(注1)	1,044,889	関係会社未払金(注4)	379,382
							営業取引	委託調査費(注2)	2,691,162		
							営業取引	業務委託費(注3)	342,199		

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 投資助言報酬については、一般的取引条件を参考に決定しております。

(注2) 委託調査費については、一般的取引条件を参考に決定しております。

(注3) 業務委託費については、移転価格契約に基づいて決定しております。

(注4) 関係会社未払金残高については、同社による当社の経費等の立替払い等に伴う当社の未払金残高と、同社に対する関係会社未収入金残高とを相殺して表示しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

直接の親会社は、MFS インターナショナル・ホールディングス・ピーティーワイ・リミテッド（非上場会社）であります。同社はMFS インターナショナル・リミテッド（非上場会社）の100%子会社であり、MFS インターナショナル・リミテッドはマサチューセッツ・ファイナンシャル・サービス・カンパニー（非上場会社）の100%子会社であります。

〔資産除去債務関係〕

前事業年度末（2020年3月31日現在）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

- (1) 当該資産除去債務の概要
事務所の建物の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務であります。
- (2) 当該資産除去債務の金額の算定方法
使用見込期間を取得から15年と見積もり、割引率は1.863%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。
- (3) 当事業年度における総額の増減は次のとおりであります。

期首残高	36,792	千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	-	千円
時の経過による調整額	685	千円
当事業年度末残高	<u>37,477</u>	<u>千円</u>

当事業年度末（2021年3月31日現在）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

- (1) 当該資産除去債務の概要
事務所の建物の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務であります。
- (2) 当該資産除去債務の金額の算定方法
使用見込期間を取得から15年と見積もり、割引率は1.863%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。
- (3) 当事業年度における総額の増減は次のとおりであります。

期首残高	37,477	千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	-	千円
時の経過による調整額	698	千円
当事業年度末残高	<u>38,175</u>	<u>千円</u>

〔セグメント情報等〕

セグメント情報

前事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

当社は投資運用関連の単一セグメントであるため、記載を省略いたしております。

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

当社は投資運用関連の単一セグメントであるため、記載を省略いたしております。

関連情報

前事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1. サービスごとの情報

当社は資産運用関連の区分の外部顧客に対する営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益 (単位：千円)

日本	アメリカ	合計
5,973,046	1,493,212	7,466,259

(2) 有形固定資産

当社は本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客／ファンドの名称	営業収益
マサチューセッツ・ファイナンシャル・サービスズ・カンパニー	1,493,212

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

1. サービスごとの情報

当社は資産運用関連の区分の外部顧客に対する営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益 (単位：千円)

日本	アメリカ	合計
5,409,461	1,044,889	6,454,351

(2) 有形固定資産

当社は本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客／ファンドの名称	営業収益
マサチューセッツ・ファイナンシャル・サービスズ・カンパニー	1,044,889

(報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報)
前事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
該当事項はありません。

当事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
該当事項はありません。

(報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報)
前事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
該当事項はありません。

当事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
該当事項はありません。

(報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報)
前事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
該当事項はありません。

当事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
該当事項はありません。

〔1 株当たり情報〕

	前事業年度 (2020年3月31日現在)	当事業年度 (2021年3月31日現在)
1 株当たり純資産額	443,670 円 97 銭	387,775 円 68 銭
1 株当たり当期純利益	139,089 円 48 銭	85,680 円 58 銭

(注)

1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
当期純利益	1,376,985 千円	848,237 千円
普通株主に帰属しない金額	— 千円	— 千円
普通株式にかかる当期純利益	1,376,985 千円	848,237 千円
期中平均株式数	9,900 株	9,900 株

〔重要な後発事象〕

当事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

該当事項はありません。

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

科 目	第 25 期中間会計期間 (2021年9月30日現在)	
	金額	
(資産の部)		
流動資産		
預金		2,888,905
前払費用		23,387
未収入金		3,272
未収委託者報酬		395,135
未収運用受託報酬		1,859,008
流動資産計		5,169,709
固定資産		
有形固定資産		
建物	*1	31,927
器具備品	*1	22,653
リース資産	*1	3,672
有形固定資産合計		58,253
無形固定資産		
電話加入権		2,853
ソフトウェア		0
無形固定資産合計		2,853
投資その他の資産		
投資有価証券		1,038,245
差入保証金		90,028
繰延税金資産		22,509
投資その他の資産合計		1,150,784
固定資産計		1,211,890
資産合計		6,381,600
(負債の部)		
流動負債		
リース債務		2,571
未払金		
未払手数料		6,774
その他未払金		35,260
未払金計		42,035
未払法人税等		823,526
未払消費税等	*2	482,723
関係会社未払金		342,331
未払配当金		900,900
流動負債計		2,594,089
固定負債		
リース債務		1,314
資産除去債務		38,175
固定負債計		39,489
負債合計		2,633,579
(純資産の部)		
株主資本		
資本金		495,000
資本剰余金		
資本準備金		230,000
資本剰余金合計		230,000
利益剰余金		

利益準備金	66,250
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	2,799,720
利益剰余金合計	2,865,970
株主資本合計	3,590,970
評価・換算差額等	
_{その他有価証券評価差額金}	157,049
評価・換算差額等合計	157,049
純資産合計	3,748,020
負債・純資産合計	6,381,600

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

科 目	第 25 期中間会計期間 自 2021 年 4 月 1 日 至 2021 年 9 月 30 日	
	内 訳	金 額
営業収益		
委託者報酬		889,138
運用受託報酬		2,429,472
投資助言報酬		581,748
営業収益計		3,900,359
営業費用		
支払手数料		16,001
広告宣伝費		2,844
調査費		
委託調査費	1,654,058	1,654,058
委託計算費		28,305
営業雑経費		
通信費	1,958	
印刷費	704	
協会費	988	
諸会費	4,134	
その他	59,253	67,041
ファンド支弁費用		△ 4,252
営業費用計		1,763,998
一般管理費		
給料		
役員報酬	13,500	
給料・手当	206,198	
役員賞与	548	
賞与	186,388	406,636
福利厚生費		214,976
交際費		51
寄付金		27
旅費交通費		197
租税公課		768
事業税		20,934
事業所税		370
不動産賃借料		49,580
退職給付費用		10,746
固定資産減価償却費	*1	6,525
リース資産減価償却費	*1	1,758
消耗品費		89
修繕費		1,680
業務委託費		271,053
顧問料		38,107
求人費		4,965
図書費		757
諸経費		19,207
臨時労務費		3,195
保険料		3,631
その他手数料		2,918
一般管理費計		1,058,181
営業利益		1,078,178

営業外収益		
為替差益		22,011
受取利息		818
雑益		256
営業外収益計		23,086
営業外費用		
支払利息		360
雑損		242
営業外費用計		603
経常利益		1,100,662
税引前中間純利益		1,100,662
法人税、住民税及び事業税	357,314	
法人税等調整額	△ 19,673	337,641
中間純利益		763,021

(3) 中間株主資本等変動計算書

第 25 期中間会計期間 (自 2021 年 4 月 1 日 至 2021 年 9 月 30 日)

(単位: 千円)

	株主資本						株主資本 合計	評価・換算 差額等		純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				その他 有価証券 評価 差額金等	評価・ 換算 差額等 合計	
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他 利益剰余金 繰越 利益剰余金	利益 剰余金 合計				
当期首残高	495,000	230,000	230,000	66,250	2,937,599	3,003,849	3,728,849	110,129	110,129	3,838,979
当中間期変動額										
剰余金の配当					△ 900,900	△ 900,900	△ 900,900			△ 900,900
中間純利益					763,021	763,021	763,021			763,021
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)								46,920	46,920	46,920
当中間期変動額合計	—	—	—	—	△ 137,878	△ 137,878	△ 137,878	46,920	46,920	△ 90,958
当中間期末残高	495,000	230,000	230,000	66,250	2,799,720	2,865,970	3,590,970	157,049	157,049	3,748,020

重要な会計方針

項目	第 25 期中間会計期間 自 2021 年 4 月 1 日 至 2021 年 9 月 30 日
<p>1. 資産の評価基準及び評価方法</p> <p>2. 固定資産の減価償却の方法</p> <p>3. 収益および費用の計上基準</p> <p>4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準</p>	<p>有価証券 その他有価証券一時価のあるもの 中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）を採用しております。</p> <p>その他有価証券一時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。</p> <p>①有形固定資産（リース資産を除く） 建物については定額法によっております。 （ただし、2016 年 3 月 31 日以前に取得した建物については定率法によっております。） 器具備品については定率法によっております。</p> <p>なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 6 ～ 15 年 器具備品 4 ～ 15 年</p> <p>②無形固定資産 定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用期間（5 年）に基づく定額法によっております。</p> <p>③リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。</p> <p>当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主要な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。</p> <p>①委託者報酬 投資信託の信託約款に基づき信託財産の運用指図等を行っております。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。</p> <p>②運用受託報酬 顧客との投資一任契約に基づき運用を行っております。当該報酬は契約期間にわたり収益として認識しております。</p> <p>③投資助言報酬 親会社との Amended and Restated Investment Advisory Agreement に基づき助言を行っております。当該報酬は契約期間にわたり収益として認識しております。</p> <p>外貨建金銭債権債務は、中間会計期間末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。</p>

会計方針の変更

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第 29 号 2020 年 3 月 31 日)等を当中間会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第 84 項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当中間会計期間の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当中間会計期間の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。この結果、当中間会計期間の損益に与える影響はありません。また、利益剰余金の当期首残高への影響もありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第 30 号 2019 年 7 月 4 日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当中間会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第 19 項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第 10 号 2019 年 7 月 4 日)第 44-2 項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしました。この結果、中間財務諸表に与える影響はありません。また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項の注記を行うことといたしました。

注記事項

〔中間貸借対照表関係〕

項目	第 25 期中間会計期間 (2021 年 9 月 30 日現在)								
*1. 有形固定資産の減価償却累計額	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">建物</td> <td style="text-align: right;">61,217 千円</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td style="text-align: right;">110,072 千円</td> </tr> <tr> <td>リース資産</td> <td style="text-align: right;">13,912 千円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">185,201 千円</td> </tr> </table>	建物	61,217 千円	器具備品	110,072 千円	リース資産	13,912 千円	合計	185,201 千円
建物	61,217 千円								
器具備品	110,072 千円								
リース資産	13,912 千円								
合計	185,201 千円								
*2. 消費税及び地方消費税の取扱い	<p>仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、未払消費税等として表示しております。</p>								
3. 手形借入枠	<p>当社は、運転資金調達を行う目的で、MFS インターナショナル・ホールディングス・ピーティーワイ・リミテッドとの間で 5 千万米ドルを上限とする手形借入枠の設定に関する契約を締結しております。</p> <p>当中間会計期間末における手形借入枠に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">手形借入枠</td> <td style="text-align: right;">50,000 千米ドル</td> </tr> <tr> <td>借入実行残高</td> <td style="text-align: right;">- 千米ドル</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">差引額</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">50,000 千米ドル</td> </tr> </table>	手形借入枠	50,000 千米ドル	借入実行残高	- 千米ドル	差引額	50,000 千米ドル		
手形借入枠	50,000 千米ドル								
借入実行残高	- 千米ドル								
差引額	50,000 千米ドル								

〔中間損益計算書関係〕

項目	第 25 期中間会計期間 自 2021 年 4 月 1 日 至 2021 年 9 月 30 日						
*1. 減価償却実施額	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">有形固定資産</td> <td style="text-align: right;">8,284 千円</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td style="text-align: right;">- 千円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">8,284 千円</td> </tr> </table>	有形固定資産	8,284 千円	無形固定資産	- 千円	合計	8,284 千円
有形固定資産	8,284 千円						
無形固定資産	- 千円						
合計	8,284 千円						

〔中間株主資本等変動計算書関係〕

項目	第 25 期中間会計期間 自 2021 年 4 月 1 日 至 2021 年 9 月 30 日					
	1. 発行済株式に関する事項	(単位：株数)				
	株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末	
	普通株式	9,900	-	-	9,900	
2. 配当に関する事項						
	決議	株式の種類	配当金の 総額 (千円)	1株あたり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
	2021年 9月14日 取締役会	普通株式	900,900	91,000	2021年 9月30日	2021年 9月30日

〔リース取引関係〕

第 25 期中間会計期間 (自 2021 年 4 月 1 日 至 2021 年 9 月 30 日)

(借主側)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

有形固定資産

複写機、ファクシミリ、プリンターの機能を兼ね備えた複合機であります。

(2) リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「2. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

〔金融商品関係〕

第 25 期中間会計期間 (2021 年 9 月 30 日現在)

1. 金融商品の時価等に関する事項

2021 年 9 月 30 日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。預金、未収委託者報酬及び未収運用受託報酬並びに未払法人税等、未払消費税等、関係会社未払金及び関係会社未払配当金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。なお、市場価格のない株式（非上場株式。中間貸借対照表計上額 0 千円）は次表には含まれておりません。

(単位：千円)

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券	1,038,245	1,038,245	-
(2) 差入保証金	90,028	90,337	309
資産計	1,128,274	1,128,582	309

(注) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

当中間会計期間（2021年9月30日現在）

該当事項はありません。なお、当社が保有する投資信託については注記を省略しております。当該投資信託の中間貸借対照表計上額は1,038,245千円であります。

(2) 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当中間会計期間（2021年9月30日現在）

区分	時価（単位：千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1) 差入保証金	—	90,337	—	90,337
資産計	—	90,337	—	90,337

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

(1) 差入保証金

将来キャッシュフローと国債利回りを基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

〔有価証券関係〕

第 25 期中間会計期間（2021 年 9 月 30 日現在）

その他有価証券

（単位：千円）

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券			
	① 国債・地方債等	—	—	—
	② 社債	—	—	—
	③ その他	—	—	—
	(3) その他(注 1)	801,535	569,883	231,652
	小計	801,535	569,883	231,652
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券			
	① 国債・地方債等	—	—	—
	② 社債	—	—	—
	③ その他	—	—	—
	(3) その他(注 1)	236,709	242,000	-5,290
	小計	236,709	242,000	-5,290
合計		1,038,245	811,883	226,361

（注 1）投資信託受益証券であります。

（注 2）非上場株式（貸借対照表計上額 0 千円）については、市場価格がないことから、上表「その他有価証券」には含めておりません。

〔デリバティブ取引関係〕

第 25 期中間会計期間（2021 年 9 月 30 日現在）

当社はデリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

〔資産除去債務関係〕

第 25 期中間会計期間（2021 年 9 月 30 日現在）

資産除去債務のうち中間貸借対照表に計上しているもの
当中間会計期間における総額の増減は次のとおりであります。

期首残高	38,175 千円
時の経過による調整額	- 千円
当中間会計期間末残高	<u>38,175 千円</u>

〔セグメント情報等〕

第 25 期中間会計期間（自 2021 年 4 月 1 日 至 2021 年 9 月 30 日）

セグメント情報

当社は投資運用関連の単一セグメントであるため、記載を省略いたしております。

関連情報

1. サービスごとの情報

当社は資産運用関連の区分の外部顧客に対する営業収益が中間損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位：千円)

日本	アメリカ	合計
3,318,610	581,748	3,900,359

(2) 有形固定資産

当社は本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客／ファンドの名称	営業収益
マサチューセッツ・ファイナンシャル・サービスズ・カンパニー	581,748

(報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報)

第 25 期中間会計期間（自 2021 年 4 月 1 日 至 2021 年 9 月 30 日）

該当事項はありません。

(報告セグメントごとののれんの償却額および未償却残高に関する情報)

第 25 期中間会計期間（自 2021 年 4 月 1 日 至 2021 年 9 月 30 日）

該当事項はありません。

(報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報)

第 25 期中間会計期間（自 2021 年 4 月 1 日 至 2021 年 9 月 30 日）

該当事項はありません。

〔収益認識関係〕

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

収益及び契約から生じるキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づく区分に当該収益を分解した情報については、重要性が乏しいため記載を省略しております。

〔1 株当たり情報〕

項目	第 25 期中間会計期間 自 2021 年 4 月 1 日 至 2021 年 9 月 30 日
1 株当たり純資産額	378,587円 95 銭
1 株当たり中間純利益金額	77,072円 84 銭

(注)

1. 潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 1 株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	第 25 期中間会計期間 自 2021 年 4 月 1 日 至 2021 年 9 月 30 日
中間純利益	763,021千円
普通株主に帰属しない金額	—
普通株式にかかる中間純利益	763,021千円
期中平均株式数	9,900株

〔重要な後発事象〕

第 25 期中間会計期間（自 2021 年 4 月 1 日 至 2021 年 9 月 30 日）

該当事項はありません。

公開日 2022年 2 月 10 日

作成基準日 2021年 11 月 30 日

本店所在地 東京都千代田区霞が関一丁目 4 番 2 号 大同生命霞が関ビル
お問い合わせ先 営業部

独立監査人の監査報告書

2021年5月31日

MF Sインベストメント・マネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山田信之	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	松崎雅則	印

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているMF Sインベストメント・マネジメント株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第24期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、MF Sインベストメント・マネジメント株式会社の2021年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続

企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2021年11月30日

MF Sインベストメント・マネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山田信之	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	松崎雅則	印

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているMF Sインベストメント・マネジメント株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第25期事業年度の中間会計期間（2021年4月1日から2021年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、MF Sインベストメント・マネジメント株式会社の2021年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2021年4月1日から2021年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統

制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1. 上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R Lデータは中間監査の対象には含まれていません。